

青少年文化センター

【問合せ先】観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課 052-972-3175

(単位:円)

区 分				旧料金	新料金	
ホール	入場料の最高額が 5,000円を超える場合	芸術文化活動に使用する場合	平日	午前	67,500	96,000
				午後	79,500	112,500
				午前午後	132,000	187,500
				夜間	90,000	127,500
				午後夜間	153,000	216,000
				1日	189,000	268,500
					(151,500)	(214,500)
			延長(30分)	13,500	18,000	
			土曜日、日曜日等	午前	85,500	121,500
				午後	100,500	142,500
				午前午後	168,000	237,000
				夜間	114,000	162,000
				午後夜間	193,500	274,500
				1日	240,000	340,500
					(192,000)	(273,000)
	延長(30分)	16,500	22,500			
	入場料の最高額が 5,000円以下の場合	芸術文化活動に使用する場合	平日	午前	81,000	115,500
				午後	94,500	135,000
				午前午後	157,500	225,000
				夜間	108,000	154,500
				午後夜間	183,000	261,000
				1日	226,500	324,000
				延長(30分)	16,500	22,500
			土曜日、日曜日等	午前	102,000	145,500
				午後	118,500	169,500
				午前午後	198,000	283,500
				夜間	136,500	193,500
				午後夜間	229,500	327,000
				1日	285,000	406,500
				延長(30分)	22,500	31,500
入場料の最高額が 5,000円以下の場合			芸術文化活動に使用する場合	平日	午前	45,000
	午後	53,000			75,000	
	午前午後	88,000			125,000	
	夜間	60,000			85,000	
	午後夜間	102,000			144,000	
	1日	126,000			179,000	
		(101,000)			(143,000)	
	延長(30分)	9,000		12,000		
	土曜日、日曜日等	午前		57,000	81,000	
		午後		67,000	95,000	
		午前午後		112,000	158,000	
		夜間		76,000	108,000	
		午後夜間		129,000	183,000	
		1日		160,000	227,000	
				(128,000)	(182,000)	
延長(30分)	11,000	15,000				

区 分				旧料金	新料金	
ホール	入場料の最高額が5,000円以下の場合	その他の場合	平日	午前	54,000	77,000
				午後	63,000	90,000
				午前午後	105,000	150,000
				夜間	72,000	103,000
				午後夜間	122,000	174,000
				1日	151,000	216,000
				延長(30分)	11,000	15,000
		土曜日、日曜日等	午前	68,000	97,000	
			午後	79,000	113,000	
			午前午後	132,000	189,000	
			夜間	91,000	129,000	
			午後夜間	153,000	218,000	
			1日	190,000	271,000	
			延長(30分)	15,000	21,000	
リハーサル室	商法第 501条(絶対的商行為)及び第502条(営業的商行為)の商行為に当たる場合	芸術文化活動に使用する場合	午前	5,100	7,200	
			午後	6,000	8,400	
			午前午後	10,050	14,100	
			夜間	6,750	9,600	
			午後夜間	11,550	16,200	
			1日	14,250	20,100	
			延長(30分)	1,200	1,650	
		その他の場合	午前	6,150	8,700	
			午後	7,200	10,200	
			午前午後	12,000	16,950	
			夜間	8,250	11,550	
			午後夜間	13,950	19,650	
	商法第 501条(絶対的商行為)及び第502条(営業的商行為)の商行為に当たらない場合	芸術文化活動に使用する場合	午前	3,400	4,800	
			午後	4,000	5,600	
			午前午後	6,700	9,400	
			夜間	4,500	6,400	
			午後夜間	7,700	10,800	
			1日	9,500	13,400	
			延長(30分)	800	1,100	
		その他の場合	午前	4,100	5,800	
			午後	4,800	6,800	
			午前午後	8,000	11,300	
			夜間	5,500	7,700	
			午後夜間	9,300	13,100	
練習室(第1～第3)	商法第 501条(絶対的商行為)及び第502条(営業的商行為)の商行為に当たる場合	芸術文化活動に使用する場合	午前	2,400	3,300	
			午後	2,850	3,900	
			午前午後	4,800	6,450	
			夜間	3,150	4,350	
			午後夜間	5,400	7,500	
			1日	6,750	9,300	

区分				旧料金	新料金		
練習室 (第1～第3)	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たる 場合	その他の場合		午前	2,850	3,900	
				午後	3,300	4,500	
				午前午後	5,550	7,500	
				夜間	3,750	5,250	
				午後夜間	6,300	8,850	
	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たらない場合	芸術文化活動に 使用する場合		1日	7,950	10,950	
				午前	1,600	2,200	
				午後	1,900	2,600	
				午前午後	3,200	4,300	
				夜間	2,100	2,900	
		その他の場合	午後夜間	3,600	5,000		
			1日	4,500	6,200		
			午前	1,900	2,600		
			午後	2,200	3,000		
			午前午後	3,700	5,000		
音楽練習室	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たる 場合	第1音楽 練習室	芸術文化活動に使用 する場合	午前	1,050	1,500	
				午後	1,200	1,800	
				午前午後	2,100	3,000	
				夜間	1,350	1,950	
				午後夜間	2,250	3,450	
		1日	2,850	4,200			
		その他の場合	午前	1,200	1,800		
			午後	1,350	2,100		
			午前午後	2,250	3,450		
			夜間	1,650	2,400		
			午後夜間	2,700	4,050		
			1日	3,300	5,100		
			第2・3音楽 練習室	芸術文化活動に使用 する場合	午前	600	750
					午後	750	900
					午前午後	1,200	1,500
	夜間				750	1,050	
	午後夜間	1,350			1,800		
	その他の場合	1日	1,650	2,100			
		午前	750	900			
		午後	900	1,050			
		午前午後	1,500	1,800			
		夜間	1,050	1,200			
	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たらない場合	第1音楽 練習室	芸術文化活動に使用 する場合	午後夜間	1,800	2,100	
				1日	2,100	2,550	
				午前	700	1,000	
午後				800	1,200		
午前午後				1,400	2,000		
	夜間	900	1,300				
	午後夜間	1,500	2,300				
	1日	1,900	2,800				

区分				旧料金	新料金	
音楽練習室	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たらない場合	第1音楽 練習室	その他の場合	午前	800	1,200
				午後	900	1,400
				午前午後	1,500	2,300
				夜間	1,100	1,600
				午後夜間	1,800	2,700
				1日	2,200	3,400
		第2・3音楽 練習室	芸術文化活動に使用 する場合	午前	400	500
				午後	500	600
				午前午後	800	1,000
				夜間	500	700
				午後夜間	900	1,200
				1日	1,100	1,400
			その他の場合	午前	500	600
				午後	600	700
				午前午後	1,000	1,200
				夜間	700	800
				午後夜間	1,200	1,400
				1日	1,400	1,700
スタジオ	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たる 場合	第1スタジオ	芸術文化活動に使用 する場合	午前	6,450	9,150
				午後	7,500	10,650
				午前午後	12,600	17,850
				夜間	8,550	12,150
				午後夜間	14,400	20,550
				1日	18,000	25,500
		その他の場合	午前	7,800	10,950	
			午後	9,150	12,750	
			午前午後	15,300	21,300	
			夜間	10,350	14,550	
			午後夜間	17,550	24,600	
			1日	21,900	30,600	
		第2スタジオ	芸術文化活動に使用 する場合	午前	3,600	5,100
				午後	4,200	6,000
				午前午後	7,050	10,050
				夜間	4,800	6,750
				午後夜間	8,100	11,550
				1日	10,050	14,250
	その他の場合		午前	4,350	6,150	
			午後	5,100	7,200	
			午前午後	8,550	12,000	
			夜間	5,850	8,250	
			午後夜間	9,900	13,950	
			1日	12,300	17,250	
	第1スタジオ	芸術文化活動に使用 する場合	午前	4,300	6,100	
			午後	5,000	7,100	
			午前午後	8,400	11,900	
			夜間	5,700	8,100	
			午後夜間	9,600	13,700	
			1日	12,000	17,000	

区 分				旧料金	新料金	
スタジオ	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たらない場合	第1スタジオ	その他の場合	午前	5,200	7,300
				午後	6,100	8,500
				午前午後	10,200	14,200
				夜間	6,900	9,700
				午後夜間	11,700	16,400
				1日	14,600	20,400
		第2スタジオ	芸術文化活動に使用 する場合	午前	2,400	3,400
				午後	2,800	4,000
				午前午後	4,700	6,700
				夜間	3,200	4,500
				午後夜間	5,400	7,700
				1日	6,700	9,500
			その他の場合	午前	2,900	4,100
				午後	3,400	4,800
				午前午後	5,700	8,000
				夜間	3,900	5,500
				午後夜間	6,600	9,300
				1日	8,200	11,500
ビデオルーム	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たる 場合	芸術文化活動に 使用する場合	午前	750	1,050	
			午後	900	1,200	
			午前午後	1,500	2,100	
			夜間	1,050	1,350	
			午後夜間	1,800	2,250	
			1日	2,100	2,850	
		その他の場合	午前	900	1,200	
			午後	1,050	1,350	
			午前午後	1,800	2,250	
			夜間	1,200	1,650	
	その他の場合	午後夜間	2,100	2,700		
		1日	2,550	3,300		
		芸術文化活動に 使用する場合	午前	500	700	
			午後	600	800	
			午前午後	1,000	1,400	
			夜間	700	900	
			午後夜間	1,200	1,500	
			1日	1,400	1,900	
その他の場合	午前	600	800			
	午後	700	900			
	午前午後	1,200	1,500			
	夜間	800	1,100			
	午後夜間	1,400	1,800			
	1日	1,700	2,200			
編集室	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たる 場合	芸術文化活動に 使用する場合	午前	750	1,050	
			午後	900	1,200	
			午前午後	1,500	2,100	
			夜間	1,050	1,350	
			午後夜間	1,800	2,250	
			1日	2,100	2,850	

区分				旧料金	新料金	
編集室	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たる 場合	その他の場合		午前	900	1,200
				午後	1,050	1,350
				午前午後	1,800	2,250
				夜間	1,200	1,650
				午後夜間	2,100	2,700
	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たらない場合	芸術文化活動に 使用する場合		1日	2,550	3,300
				午前	500	700
				午後	600	800
				午前午後	1,000	1,400
				夜間	700	900
		その他の場合		午後夜間	1,200	1,500
				1日	1,400	1,900
				午前	600	800
				午後	700	900
				午前午後	1,200	1,500
研修室	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たる 場合	第1・2・4・5 研修室	芸術文化活動に使用 する場合	午後夜間	1,400	1,800
				1日	1,700	2,200
				午前	1,050	1,500
				午後	1,200	1,800
				午前午後	2,100	3,000
				夜間	1,350	1,950
		その他の場合		午後夜間	2,250	3,450
				1日	2,850	4,200
				午前	1,200	1,800
				午後	1,350	2,100
				午前午後	2,250	3,450
				夜間	1,650	2,400
	第3研修室		午後夜間	2,700	4,050	
			1日	3,300	5,100	
			午前	1,350	1,800	
			午後	1,650	2,100	
			午前午後	2,700	3,450	
			夜間	1,800	2,400	
	その他の場合		午後夜間	3,150	4,050	
			1日	3,900	5,100	
			午前	1,650	2,100	
			午後	1,950	2,400	
			午前午後	3,300	4,050	
			夜間	2,250	2,850	
商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たらない場合	第1・2・4・5 研修室	芸術文化活動に使用 する場合	午後夜間	3,750	4,800	
			1日	4,650	5,850	
			午前	700	1,000	
			午後	800	1,200	
			午前午後	1,400	2,000	
			夜間	900	1,300	

区分				旧料金	新料金	
研修室	商法第 501条 (絶対的商行為)及び第 502条(営業的 商行為)の商 行為に当たらない場合	第1・2・4・5 研修室	その他の場合	午前	800	1,200
				午後	900	1,400
				午前午後	1,500	2,300
				夜間	1,100	1,600
				午後夜間	1,800	2,700
				1日	2,200	3,400
		第3研修室	芸術文化活動に使用 する場合	午前	900	1,200
				午後	1,100	1,400
				午前午後	1,800	2,300
				夜間	1,200	1,600
				午後夜間	2,100	2,700
				1日	2,600	3,400
			その他の場合	午前	1,100	1,400
				午後	1,300	1,600
				午前午後	2,200	2,700
				夜間	1,500	1,900
				午後夜間	2,500	3,200
				1日	3,100	3,900
(附属設備)	舞台設備	客席せり	1基	1,300	1,900	
		舞台せり(大)	1基	1,300	1,900	
		舞台せり(小)	1基	1,300	1,900	
		花道	1基	3,900	5,800	
		指揮台	1個	260	390	
		譜面台	1個	130	190	
		反響板	1式	3,900	5,800	
		所作台	1枚	200	300	
		平台	1枚	130	190	
		パレエマット	1枚	130	190	
		びょうぶ	1双	1,300	1,900	
		松羽目	1式	3,900	5,800	
		竹羽目	1式	3,900	5,800	
		紗幕	1枚	2,000	3,000	
		毛せん	1枚	400	600	
		上敷	1枚	400	600	
		地がすり	1式	2,000	3,000	
		座ぶとん	1枚	130	190	
		演台	1台	300	450	
		花台	1台	300	450	
	楽器	グランドピアノ(A)	1台	10,400	15,600	
		グランドピアノ(B)	1台	6,500	9,700	
		グランドピアノ(C)	1台	3,900	5,800	
		たて型ピアノ	1台	1,300	1,900	
		大太鼓	1個	1,300	1,900	
		ティンパニ	1台	1,300	1,900	
		チャイム	1台	1,300	1,900	
ドラムセット		1式	1,300	1,900		
電子オルガン	1台	1,000	1,500			

区 分				旧料金	新料金
(附属設備)	音響設備	マイクロホン	1本	900	1,300
		ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	2,000	3,000
		録音再生装置	1台	1,300	1,900
		ステージスピーカー	1台	600	900
		マイクロホンスタンド	1本	300	450
		マイクロホン吊装置	1基	1,300	1,900
		副調整卓	1台	1,700	2,500
		エフェクター	1台	1,000	1,500
		Aセット	1式	2,000	3,000
		Bセット	1式	1,500	2,200
	映像設備	映像装置(A)	1式	3,000	4,500
		映像装置(B)	1式	2,000	3,000
		映像装置(C)	1式	1,000	1,500
	照明設備	Aセット	1式	16,900	25,300
		Bセット	1式	10,400	15,600
		Cセット	1式	2,600	3,900
		ピンスポットライト	1台	2,000	3,000
		スポットライト(1.5キロワット)	1台	750	1,100
		スポットライト(1キロワット)	1台	500	750
		スポットライト(500ワット)	1台	250	370
		ストリップライト(大)	1台	400	600
		ストリップライト(中)	1台	250	370
		ストリップライト(小)	1台	130	190
		エフェクトマシン	1台	1,000	1,500
		譜面灯	1個	120	180
		水平ライト	1台	1,000	1,500
	映写設備	スクリーン	1式	2,000	3,000
		35ミリ映写機	1式	7,800	11,700
		幻灯機	1式	1,000	1,500
		オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,000	1,500
デジタルプロジェクター		1式	10,000	15,000	

※()内の額は、引き続き2日以上ホールの使用許可を受けた者が、公演等のリハーサル又は準備のため、当該許可を受けた使用期間の初日に使用する場合に適用する。